

学校法人 松商学園
「育児・介護休業法」に基づく男性労働者の
育児休業等取得状況の公表について

2026年6月18日
学校法人松商学園
理事長 田口 敏子

1. 対象期間
2025年4月1日～2026年3月31日
2. 対象となる男性労働者の数
2名
3. 育児休業等を取得した男性労働者の数
0名
4. 男性労働者の育児休業等の取得割合
0% (0名/2名)

以上